表中

一〇〇分の九六・八四	
一〇〇分の九六・一八	
一〇〇分の九三・三〇	
一〇〇分の九四・四八	
一〇〇分の九八・六七	
一〇〇分の九六・一二	
一〇〇分の九一・一九	
一〇〇分の九六・〇四	を
一〇〇分の九四・七一	
一〇〇分の九四・八八	
一〇〇分の九五・九七	
一〇〇分の九八・一七	
一〇〇分の九八・八六	
一〇〇分の九八・七二	
一〇〇分の九九・四四	
一〇〇分の九二・九三	
一〇〇分の八四・六四	
一〇〇分の九三・九五	
一〇〇分の九五・三〇	
一〇〇分の九六・九五	
一〇〇分の九八・八七	
一〇〇分の九一・四九	
一〇〇分の九八・一六	
一〇〇分の九五・一九	
一〇〇分の九八・八四	
一〇〇分の九八・九九	

一〇〇分の九七・七〇	
一〇〇分の九五・八八	
一〇〇分の九二・四六	
一〇〇分の九五・二三	
一〇〇分の九八・〇八	
一〇〇分の九五・八〇	
一〇〇分の九二・七八	
一〇〇分の九六・七二	に改める。
一〇〇分の九一・一八	
一〇〇分の九四・〇四	
一〇〇分の九六・四九	
一〇〇分の九九・五三	
一〇〇分の九九・三七	
一〇〇分の九八・九九	
一〇〇分の九九・四九	
一〇〇分の九三・八七	
一〇〇分の八五・五六	
一〇〇分の九二・四四	
一〇〇分の九五・九二	
一〇〇分の九六・五二	
一〇〇分の九八・四四	
一〇〇分の九一・〇五	
一〇〇分の九八・四五	
一〇〇分の九五・四一	
一〇〇分の九八・六七	
一〇〇分の九九・一四	

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

表中

二三九、四八八	
八九、一八二	
一〇六、二一九	
七、六六八	
八、七一三	
三、四六七	
一五、二二九	
一六四、八一三	
四六、二〇二	
一一七、一五五	
八二八	
二、一一三	
六、四九五	
二一、七五二	
一一五、四八一	
一、一三六	
二、五五七	
五二七	
二三二、六九〇	を
三八、四一一	
二五、四六六	
三四、二五六	
一三、七七三	
一二、六九一	

二五一、二〇二	
八一、四〇五	
一二四、二〇〇	
六、八八二	
七、一二五	
二、一七八	
一六、八五八	
二二四、八五〇	
六一、九五七	
一一六、七九〇	
一、〇四八	
二、〇五八	
七、二四一	
二三、九〇一	
一二八、三四七	
一、二〇〇	
二、五七三	
七七六	
二四〇、二九九	に改める。
三七、六四四	
二八、八九六	
三二、四五四	
一四、九〇四	
一二、六九一	